

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社ファミリーマート
住所	東京都港区芝浦三丁目1番21号
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日
基準年度(*1)	令和4年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	☒ (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) ☐ (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) ☐ (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	その他の飲食料品小売業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：5631)
事業概要	コンビニエンスストア (飲食料品を中心とするものに限る)

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標の達成状況

(※温室効果ガス排出量の下段は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量))

項 目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	計画期間の実績 b			
	令和4年度	令和5～令和7年度(平均値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5～令和7年度(平均値)
温室効果ガス実排出量(*5)	9,448 t-CO ₂	9,259 t-CO ₂	9,141 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		2.0 %	3.2 %	%	%	%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		9,259 t-CO ₂	9,141 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		2.0 %	3.2 %	%	%	%
実績に対する自己評価	新店・改装時の省エネ設備の導入、空調の運転管理等で排出量を削減することができた。					

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標の達成状況 (※任意記載)

(※原単位の下段は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$)

事業分類	基準年度の 実績 a	計画期間の 目標 b	計画期間の実績 b			
	令和4年度	令和5～令和7年度 (平均値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5～令和7年度 (平均値)
店舗	81.4	79.8	79.5			
		2.0 %	2.3 %	%	%	%
		%	%	%	%	%
		%	%	%	%	%
原単位の指標及び 実績に対する 自己評価	店舗数は昨年比では横ばいながら排出量は減少しており、原単位も目標より削減することができた。					

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の実施状況

- ・新店、改装店に対して店内照明調光システムなどの省エネ機器の導入を中心として排出量の削減を図る。
- ・全社員に対して、e-ラーニングによる環境教育の実施、店舗ストアスタッフに対しては、電子配信による環境教育を年4回実施する。
- ・店舗の定期的什器フィルター清掃実施など、店舗運営改善によりエネルギーの削減を目指す。
- ・広島市内では現在2店舗で太陽光発電設備による再生可能エネルギー（電力）の供給を実施、温室効果ガスの排出の抑制を図る取り組みを推進している。

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の実施状況（環境価値(*8)の活用等）

特になし

4 その他の取組の実施状況

当社では、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制のため、

1. 新店、改装店舗を中心とする省エネ機器の導入による省エネルギーの推進
2. 節電を中心とした従業員全体での運用面の改善

以上を基本方針として地球温暖化対策に取り組めます。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。